

告 示

埼玉県告示第二百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光北インター東部地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和五年十月六日から令和十六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市新倉三丁目十一番五十八号

五 設立認可の年月日

令和五年十月六日

六 変更認可の年月日

令和八年三月二十七日